

猪苗代町生殖補助医療交通費支援事業

～遠方の医療機関で体外受精、顕微授精を受ける際の
交通費の一部を助成します～

【対象者】

- 令和7年4月1日以降に遠方で生殖補助医療(体外受精または顕微授精、体外受精または顕微授精のための男性不妊治療)を受けた方で、次の要件をすべて満たす方
- (1) 住所地から生殖補助医療を受診した医療機関までおおむね60分以上の移動時間(最短経路が40km以上)を要する夫婦
 - (2) 夫婦ともに又は夫婦のいずれか一方が、治療期間及び申請日において猪苗代町に住所を有する方(事実婚関係にある方を含む)

【助成内容】

助成金額

(1回の通院における助成金の額^{※1}) × (通院回数^{※2})

- ※2 1回の治療(採卵準備のための薬品投与の開始等から妊娠確認等まで)につき夫婦あわせて最大8回分の申請が可能です。
治療の度に申請ができます。



※1【1回の通院における助成金の額】

医療機関所在地	金額
福島市	2,000円
郡山市	1,000円
いわき市	3,000円
宮城県	3,000円
山形県	2,000円
新潟県	2,000円
茨城県	5,000円
栃木県	2,000円
東京都その他	6,000円

【申請方法】

治療が終了した日から1年以内に、次の書類を添えて猪苗代町役場保健福祉課に申請してください。

- (1) 生殖補助医療交通費支援事業助成金交付申請書
- (2) 通院状況確認書
- (3) (事実婚関係の場合)事実婚関係にあることを確認できる以下の書類
 - ① 両人の戸籍謄本及び住民票
 - ② 事実婚関係に関する申立書
- (4) 振込先の金融機関口座が確認できる書類(通帳など)の写し



【問い合わせ先】猪苗代町役場 保健福祉課 ☎0242-62-2115